

定額複利型定期預金

すずなり

「すずなり」の
おすすめ
ポイント①



6か月経過後から一部解約OK

「いずれ使う予定はあるけれど、使う時期と金額がはっきり決まらない。」そんなお客さまは、ぜひ「すずなり」をご利用ください。

「すずなり」なら6か月経過後から一部解約できるので、効率よくお預入れいただけます。

「すずなり」の
おすすめ
ポイント②



「最長5年」の預入期間 「半年複利」で利息計算

「すずなり」は最長5年までご利用いただけます。その間は、利息が利息を生む半年複利で利息を計算いたします。長くお預入れいただくなら「すずなり」で！もちろん5年後の満期時に自動継続もOKです。

くわしい内容につきましては、リーフレット裏面をご覧ください。

くわしくは山梨中央銀行の窓口
またはフリーダイヤルへどうぞ

ふれあいハローに
0120-201862 照会コード
9

〈受付時間〉
月曜日～金曜日 9:00～17:00
(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)

定額複利型定期預金 **すずなり**

ご利用いただける方	個人のお客さま
お預入れ期間	<p>最長預入期間5年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●預入日から6か月間を据置期間とします。 ●据置期間経過後、任意の日に解約することができます。 ●お預入れ時のお申し出により、最長預入期限を満期日とし、ご指定の口座へ入金するお取り扱い、または自動継続のお取り扱いができます。なお、継続後の元金金額が1,000万円以上となる場合は自動継続されません。 ●最長預入期限以外の日を満期日としてご指定いただくことはできません。
お預入れ金額	1円以上1,000万円未満(1円単位)
適用利率	お預入れからご解約までの期間に応じた利率をお預入れ時に遡って適用いたします。
利息の計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、半年複利の方法により計算いたします。
一部解約	据置期間経過後から最長預入期限までの間の任意の日に1万円以上1円単位で一部解約が可能です。ただし、預入額が300万円以上の場合の一部解約可能額は、一部解約後の残高が300万円を下回らない金額までとなります。
中途解約	据置期間満了日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、元金とともにお支払いいたします。
金利情報の入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●最長預入期限以降の利息は、最長預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ●本商品は預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ●法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取り扱いができます。 ●金融環境の変化等により、お取り扱いを変更、または中止させていただく場合がございます。 ●復興特別所得税の追加課税により、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ●くわしくは店頭またはホームページの説明書をご覧ください。

皆さまに役立つ情報をいち早くお届けします。

LINE@
×
@yamanashibank



ふれあい、さわやか
山梨中央銀行

世界遺産
美しい富士山を未来へ